

## 神戸市小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算 算定留意事項

神戸市小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算算定基準(以下「算定基準」という。)に基づき小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(以下「本加算」という。)を算定するにあたって、留意すべき事項を定める。

### 1 通則

- (1)本加算の算定開始又は終了にあたっては、算定開始月の前月 15 日までに、所定の書式により神戸市長に届出るものとする。ただし、平成 21 年 4 月に算定開始する場合に限り、平成 21 年 4 月 15 日まで届出ることができるものとする。
- (2)本加算を算定している、もしくは算定していた事業所は、神戸市長に対し、本加算の算定に係る状況を、所定の書式により、半年毎に報告するものとする。報告の内容と期限は下表のとおり。

報告内容	報告期限
9月30日現在の算定状況	翌月(10月)10日
3月31日現在の算定状況	翌月(4月)10日

注：報告期限が市役所の開庁日でない場合は、翌開庁日を期限とする。

### 2 判定方法

- (1)小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(I)(以下「独自加算(I)」という。)

登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ること及び登録者が地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けている(1月に1回以上地域住民と交流する行事の開催や参加など)ことについて

- ①地域住民と交流する行事の開催(事業者もしくは登録者又は家族が主催・共催するものに限り)と、地域住民が主催する行事(事業者もしくは登録者又は家族との共催でも可)への参加を合わせて、判定期間を通じて6回以上の実績があることをもって、対応する適用期間中に独自加算(I)を算定できるものとする。また、判定期間中の実績が6回未満であった場合は、対応する適用期間を通じて独自加算(I)は算定できないものとする。なお、判定期間と適用期間の対応関係は下表の通りである。

判定期間	適用期間
4月～同年9月	同年10月～翌年3月
10月～翌年3月	翌年4月～9月

従って、本加算の算定は半年毎に行われることとなる。

- ②新規に指定を受ける事業所に限り、指定月を含む適用期間中に開催もしくは参加する行事の実施計画書(地域住民と交流する行事の開催(事業者もしくは登録者又は家族が主催・共催するものに限り)と、地域住民が主催する行事(事業者もしくは登録者又は

家族との共催でも可)への参加を合わせて、適用期間を通じて一月に1回以上の行事開催が計画されているものに限る。)を届出書類に添付することをもって、指定月から独自加算(I)を算定できるものとする。また、指定月を含む適用期間(指定月以降に限る。)を通じて一月に1回以上の行事開催の実績があった場合に、次の適用期間に限り、引き続き独自加算(I)を算定できるものとする。

- ③新規に独自加算(I)の算定を届出る既存の事業所についても②と同様とする。その場合は、②のうち「新規に指定を受ける」を「新規に独自加算(I)の算定を届出る」に、「指定月」を「算定開始月」に読み替えるものとする。

(2)小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(Ⅱ)(以下「独自加算(Ⅱ)」という。)

市が関与する中で、小規模多機能型居宅介護の事業者が事業者団体を組織し、定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議や研修会等を開催して、運営状況の報告や意見交換を行うと共に、事業やサービスに関する事例研修等に参加して事業者間の連携やサービスの質の向上を図っていることについて

- ①独自加算(Ⅱ)の対象となる事業者団体は、「神戸市小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」とする。
- ②本要件の対象となる会議や研修等は、小規模多機能型居宅介護サービスの質の向上を図ることを直接の目的として開催されるものに限るものとする。例えば、単なる事務連絡や、①の事業者団体の管理運営事項の協議を目的とするもの等は本要件の対象としない。
- ③判定期間と適用期間の関係は、(1)－①の表に準ずる。
- ④判定期間を通じて、①の事業者団体が主催する会議や研修等への参加が3回以上あることをもって、対応する適用期間中に独自加算(Ⅱ)を算定できるものとする。ただし、会議と研修等が同日に開催される場合は両方に参加して1回とする。また、判定期間中の実績が3回未満であった場合は、対応する適用期間を通じて独自加算(Ⅱ)を算定できないものとする。従って、独自加算(Ⅱ)の算定は半年毎に行われることとなる。
- ⑤新規に指定を受ける事業所に限り、指定月を含む適用期間中における①の事業者団体が主催する会議や研修等への参加計画(当該適用期間中に3回以上の参加が予定されているものに限る)を届出書類に添付することをもって、指定月から独自加算(Ⅱ)を算定できるものとする。また、指定月を含む適用期間(指定月以降に限る。)を通じて3回以上の参加実績があった場合に、次の適用期間に限り、引き続き独自加算(Ⅱ)を算定できるものとする。
- ⑥新規に本加算の算定を届出る既存の事業所についても⑤と同様とする。その場合は、②のうち「新規に指定を受ける」を「新規に独自加算(Ⅱ)の算定を届出る」に、「指定月」を「算定開始月」に読み替えるものとする。